会員規約改定のお知らせ <2025年12月9日>

日頃は当社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。 2025年12月9日(火)より以下規約を改定いたします。 ※カード裏面の管理番号が「9」から始まる会員様が対象となります。

改定対象:

カード会員規約

あらかじめリボ特約

※改定前後の内容につきましては、下記「新旧対照表(2025年12月9日改定)」をご確認ください。

新旧対照表(2025年12月9日改定)

No	対象規約	対象規約条項	旧:現状	新:2025年12月9日以降 (赤文字部分が変更箇所)
1	カード会員規約	第31条1項1号	毎月の弁済金は、当月 15 日におけるリボルビング払い利用残高を基準として、当社所定の方法により本会員が予め指定した支払 いコースにより決定される金額とします。 ただし当月 15 日におけるリボルビング払い利用残高が、弁済金に満たない場合には当該リボルビング払い利用残高を翌月の約定 支払い日に支払います。当該指定がない場合には当社が決定し本会員に通知した支払いコースにより決定される金額とします。な お、本会員より申し出があり、当社が認めた場合、当社所定の方法で支払いコースの変更ができるものとします。	毎月の弁済金は、残高スライド方式(旧「定額方式Aコース・Bコース」含む) の場合は、当月 15 日におけるリボルビング払い利用残高を基準として、当社所定の方法により本会員が予め指定した支払いコースにより決定される金額とします。 元利型定額方式の場合は、1千円以上1千円単位で当社所定の方法により本会員が予め指定した金額とします。 本会員が支払い方式、支払いコース等の指定をしない場合は当社が決定し本会員に通知した支払い方式、支払いコースにより決定される金額とします。 ただし、当月 15 日時点におけるリボルビング払い利用残高および(2)で定めるリボルビング払いの手数料の合計額が弁済金に満たない場合には、当該リボルビング払い利用残高およびリボルビング払いの手数料の合計額を翌月の約定支払い日に支払うものとします。なお、本会員より申し出があり、当社が認めた場合、当社所定の方法で支払い方式、支払いコースの変更ができるものとします。
2	カード会員規約	第31条 1 項4号	本会員の申し出があり、当社が認めた場合、本会員は、当社所定の方法でリポルビング払い利用の弁済金を増額することができます。	本会員の申し出があり、当社が認めた場合、本会員は、当社所定の方法でリボルビング払い利用の弁済金を変更することができます。
3	カード会員規約	第31条1項5号	-	前三号にかかわらず、毎月の各約定支払い日においてリボルビング払い手数料として支払うべき金額が、弁済金(当該約定支払い日に「ボーナス加算金額」の支払いがある場合には弁済金と「ボーナス加算金額」の合計額。本項において以下同じ。)を上回った場合には、当該約定支払い日においては、弁済金ではなく、当該約定支払い日に支払うべきリボルビング払い手数料の額全額を支払うものとし、リボルビング払い利用中の本会員はこれを予め了承するものとします。
4	カード会員規約	第37条9項		キャッシング月々返済(カードローン)返済元金は、キャッシング月々返済(カードローン)利用可能枠が 10万円以下の場合は 3千円とし、11万円以上50万円以下の場合は5千円から1万円までの範囲で、当社が別途通知した金額とします。キャッシング 月々返済(カードローン)利用可能枠が、51万円以上の場合は1万5千円から、キャッシング月々返済(カードローン)利用可能枠が30万円増えるごとに5千円を加算した金額とします。たじ、当社が認めた場合、本会員は当社所定の方法により、1千円単位でキャッシング月々返済(カードローン)返済元金の金額を変更し、また返済方式としてボーナス月元金定額加算返済を併用することができるものとします。なお、ボーナス月元金定額加算返済を併用する場合、第6項にかかわらず、当社所定のボーナス程元目においては、本会員が申し出た1千円単位の任意額を加算した金額をキャッシング月々返済(カードローン)返済元金として支払うものとします。
5	カード会員規約	第39条1項	会員は、ATM・CD で以下の取引を行うことができます。なお、ATM・CD の種類や設置地域、店舗、ATM・CD を管理する金融機関・提携カード会社等などにより、利用できない取引があり、また、ATM・CD の設置店舗の営業時間やシステム保守などにより、利用できない時間帯があります。 (1) キャッシングサービスの利用。 (2) キャッシング月マ返済(カードローン)の利用。 (3) キャッシング月マ返済(カードローン)融資残高の繰上返済。 (4) リボルビング払い利用残高の繰上返済。	会員は、ATM・CD で以下の取引を行うことができます。なお、ATM・CD の種類や設置地域、店舗、ATM・CD を管理する金融機関・提携カード会社等などにより、利用できない取引があり、また、ATM・CD の設置店舗の営業時間やシステム保守、停電または通信障害などが生じた場合をの他やむを得ない理由がある場合には、利用できないことがあります。 (1) キャッシングサービスの利用。 (2) キャッシングリー 々返済(カードローン)の利用。 (3) キャッシング月 々返済(カードローン)融資残高の繰上返済。 (4) リボルビング払い利用残高の繰上返済。

		(1) 毎月の弁済	金					(1) 毎月の弁済金							
		①定額方式			②残高スライドカ	江		①残高スライド方式							
		締切日時点の	毎月の弁済金		締切日時点の	毎月の弁済金			支払いコース						
		ご利用残高	Aコース	Bコース	ご利用残高	標準コース	長期コース	残高	一般コー ス	5 千円コース	1万円コース	2万円コース	3万円コ-ス	4万円コース	5 万円コース
•								10万円以下	5千円	5千円	1万円	2万円	-7373- 11		-7313- 7
		50万円以下	1万円	2万円	10万円以下	1万円	5千円	10万円超~20万円以下	1万円	1万円	2万円		3万円	4万円	
•					-			20万円超~30万円以下	1万5千円	1万5千円	3万円	3万円		4/1/13	5万円
•		50万円超 100万円以下	2万円	3万円	10万円超	2万円	1万円	30万円超~40万円以下	2万円	2万円	4万円	4万円	4万円		
•		1000/100/1			20万円以下			40万円超~50万円以下 50万円超~60万円以下	2万5千円 3万円	2万5千円	5万円 6万円	5万円 6万円	5 万円 6 万円	5 万円 6 万円	6万円
ı		100万円超	3万円	4万円	以降、10万円 増すごとに	1万円ずつ加算	5千円ずつ加算	以降10万円増すごとに	5千円ずつ加算	3万円	סוויס	1万円す		6/1/13	6/11-
l								※ご指定のない場合は残 本会員は、毎月の弁済金 方式、支払いコースを選択	会に関する支払い	ハ方式、 支払い	ロースを変更す	る場合には、		法で下表から変	更後の支
								変	更内容		選	尺可能支払い	ロース		
1 10 A B 48 (A)	<リボルビング払いのご案内>							残高スライド方式への 残高スライド方式の支		市	①の表で示す支払いコース				
カード会員規約	くりかんことが払いいと業内と	>						元利型定額方式への		1 ² た い ま 止	千円以上1千 だし、リボルビン となる変更は た、お持ちのか は方法により、3 ほ合があります。	ング払いの手数 できません。 Iードの種類お 変更できる金客	・ 対料のみのおう よび変更のお	申 し	
ı													質の上限が異	なる	

7	カード会員規約		(3) お支払い例(お支払いコースが定額方式 A コースの場合) 4 月 16 日から 5 月 15 日までに 100,000 円ご利用の場合 ○縁切日(5 月 15 日) リボルビング払い利用残高 100,000 円 毎月の弁済金(6 月 10 日お支払い分 10,000 円 ご利用代金(元金)充当 10,000 円 弁済金お支払い後のリボルビング払い利用残高 90,000 円 (100,000 円−10,000 円) ○縁切日(6 月 15 日) リボルビング払い利用残高 90,000 円 毎月の弁済金(7 月 10 日お支払い分)10,000 円 毎月の弁済金(7 月 10 日お支払い分)10,000 円 ラフ利用代金(元金)充当 8,501 円 (10,000 円−1,499円) 手数料充当額 1,499 円 (3,040,000 円×18.00%÷365 日) 弁済金お支払い後のリボルビング払い利用残高 81,499 円 (90,000 円−8,501 円) (注)手数料計算方法 {100,000 円×25 日(5 月 16 日~6 月 9 日)+90,000 円×6 日(6 月 10 日~6 月 15 日)}×18.00%÷365 日=1,499 円					月 15 日)}	(3) お支払い例(お支払いコースが残高スライド方式10,000円コース、旧「定額方式Aコース」の場合) 4月16日から5月15日までに100,000円ご利用の場合 ○縁切日(5月15日) リボルビング払い利用残高100,000円 毎月の弁済金(6月10日お支払い分10,000円 だ利用代金(元金)充当10,000円 介済金お支払い後のリボルビング払い利用残高90,000円 (100,000円-10,000円) ○縁切日(6月15日) リボルビング払い利用残高90,000円 毎月の弁済金(7月10日お支払い分)10,000円 ご利用代金(元金)充当8,501円 (10,000円-1,499円) 手数料充当額1,499円 (3,040,000円×18.00%÷365日) 弁済金お支払い後のリボルビング払い利用残高81,499円 (90,000円-8,501円) (注)手数料計算方法 {100,000円×25日(5月16日~6月9日)+90,000円×6日(6月10日~6月15日)} ×18.00%÷365日=1,499円				
8	カード会員規約	末尾	(2025年3月16日改	定)					(2025年12月9日改定)				
9	あらかじめリボ特約	第2条1項	支払いとして毎月の各約定	支払い日において	支払う金額の上	限額として、特約:	会員である本会員	サービス対象代金」といいます。)の 員(以下「特約本会員」といいま で指定した金額をいいます。	本条において「指定金額」とは、本サービス利用代金および本サービスの手数料 (以下、総称して「本サービス対象代金」といいます。) の支払いとして毎月の各約定支払い日において支払う金額の上限額として、特約会員である本会員 (以下「特約本会員」といいます。) が当社所定の方法により、下表に規定する単位で指定した金額をいいます。				
10	あらかじめリボ特約	第2条2項		芯じた下表の「最	低指定額」欄の会			用代金の残高(以下「本サービス 位で指定した金額とします。ただ	特約本会員は、指定金額の登録時点における本サービス利用代金の残高(以下「本サービス利用残高」といいます。)に応じた、本サービスの手数料のみの支払いとなる金額を指定金額とすることはできないものとします。				
11	あらかじめリボ特約	第4条1項						の申し出を行うものとします。なお、 コースにて支払うものとします。	、本サービスの利用を取り止める場合は、特約本会員が当社の定める方法で本特約を解約する旨の申し出を行うものとします。なお、本特約を解約する際に本サービス利用残高がある場合には当社所定のリボルビング払いの <mark>元利型定額方式で指定金額と同額を</mark> 支払うものとします。				
12	あらかじめリボ特約	末尾	(2025年3月16日改	定)					(2025年12月9日改定)				